

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年10月22日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市愛育センター施設周囲除雪作業業務委託

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市愛育センター敷地の除雪及び避難経路確保

イ 履行期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市春光2条7丁目2番41号

旭川市子育て支援部愛育センター

電話 0166-51-3059

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 障害者支援施設、地域活動センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所のいずれかを運営していること。
- (2) 知的障害者に関する雇用促進等の各種障害福祉事業を展開していること。
- (3) 運営している地域活動支援センター等に本業務を遂行する能力を有する派遣可能な人材が複数名在籍していること。
- (4) 本業務を遂行する能力を有していることが過去の実績から明らかであること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、一般社団法人旭川手をつなぐ育成会から見積書を徴収し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。